



飛驒市学園構想には活動を推進するコアチーム会議があります。その中に「カリキュラム」「地域学校協働活動」「広報」の3つの部会を組織し、それぞれが連携しながら取り組んでいます。7月号では、各部会の活動について紹介します。

【カリキュラム部会】

予測困難な時代を迎えようとしている今、「よりよい学校教育を通じて、よりよい社会を創る」という目標を学校と社会が共有し、連携・協働しながら、子どもたちに未来の創

り手としての力を付けるための教育課程を編成してきたのが、カリキュラム部会です。

ポイントは次の3つです。①自ら課題を見出し、情報を収集・分析することで解決していく課題解決力を育むこと。②保育園、小、中学校、高校、特別支援学校の15年間を通して、段階的に、スパイラル的に未来の創り手としての力の育成を図ること。③地域や地域人材を学びのフィールドにして「みんなで育て、みんなが育つ魅力あるまち」の実現を目指すこと。カリキュラムの計画、実践、改善を繰り返しながら、『志を語り合い しなやかに 挑み続ける 飛驒びと』を育みます。

【地域学校協働活動部会】

地域で元気の出る協働活動が展開されることを目指し、①お互いが学び勇気づけあえる繋がりを作ること ②地域学校協働活動の協力者を増や

すこと③ボランティアベースの活動を持続可能にすることの3つの重点課題を解決するための戦略を考えています。そこで、各校区の地域学校協働活動推進員の方と対話を行ったり、他の自治体の実践や市内の活動を共有することができる場を設けたりしています。さらに、活動を広く知っていただくために広報部会と協力し情報の発信を行うことも大切にしています。

【広報部会】

飛驒市学園構想の概念や各校区で行われている活動などを、市民の方を中心に広く情報発信を行っています。このプロジェクトがスタートした令和2年度には学園構想を紹介したリーフレットを作成したほか、令和3年度から広報ひだでの連載をスタートし、より市民の皆さんに知ってもらえるよう取り組んでいます。

問 学校教育課 ☎0577-73-7494



ドクダミがよく育ち、花も咲き始めました。ドクダミは生命力の強い雑草ですが、実は生薬名で十薬（たくさんの効能があるという意味）と言われるほど効能が多い薬草です。

民間薬の代表的存在であるドクダミは、三毒（先天、後天の毒、食毒）を消すと言われ、村上先生がドクダミだけを紹介した本を書かれたほどの活用法があります。

ドクダミは乾燥葉と生葉では違う効能を示し、乾燥葉は解毒、利尿、整腸剤、高血圧、アレルギーなど、

生葉は排膿、抗菌作用と大きく変わります。

活用法として手軽なのは、乾燥ドクダミ葉で、各地の産直市場などでよく見ますし、自分でも作れます。

生葉の排膿、抗菌の効果を得るには青汁を飲むのがよく、その場合は絞った青汁を1～2日ほど冷蔵庫に入れておくと独特の臭いが取れます。飲む際にはハチミツを混ぜると飲みやすいですし、少しあら塩を加えると効果が早く出るそうです。青汁を皮膚に直接塗布すると湿疹やニキビ、切り傷などに効果があります。

生葉と乾燥葉の効果を併せ持ち、更に強精効果まであるのがドクダミ酵母液です。青汁にハチミツを加えて発酵させますが、色、味、香りが青汁とは別物で、強精効果は高齢の方ほど少量でも効果が表れやすいのが特徴です。

こんな素晴らしいドクダミ酵母液や青汁を作るなら、ひだ森のめぐみに導入された絞り機を利用してください。年1回のドクダミ絞りのためだけに高価な絞り機を個人で買うのはコスパが悪いです。ひだ森のめぐみでは絞り機以外にも乾燥加工や粉末加工をいずれも有料で請け負っています。

薬草の加工に機器を活用して作業効率を上げてみませんか。



効能 (葉部)	【乾燥葉】解毒、利尿、整腸剤、高血圧、アレルギーなど【生葉】排膿、抗菌作用など
採取先	野山、庭先、産直市場など

問 まちづくり観光課 ☎0577-73-7463

こんにちは 市民病院です

新型コロナウイルス 感染症の分類

— 検査科 —

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、通称感染症予防法または感染症法は従来の伝染病予防法、性病予防法、エイズ予防法の3つを統合し、1998年に制定・公布され、1999年に施行されました。この法律は感染力や罹患した場合の重篤性などにに基づき感染症を危険度が高い順に1類感染症から5類感染症に分類しています。

新型コロナウイルス感染症は2020年2月に指定感染症に指定され、病原性などを考慮して入院の勧

告、就業制限などの措置が可能な2類感染症相当として扱われました。その後2021年2月の法改正で新型コロナウイルス等感染症に変更され、2類相当の扱いが継続されています。

2類と5類の大きな違いは感染力と重篤化の頻度です。2類は感染力が強く総合的に判断して重篤化しやすい感染症です。5類は重篤化の危険性はそこまで高くないものの感染動向によって対策を行う必要がある感染症に位置付けされています。

新型コロナウイルスで主流となったオミクロン株は、感染力は強いものの重症化率は低いとされています。そのため季節性インフルエンザと同じ5類に引き下げるべきだという意見があります。

しかし、新型コロナウイルスは現時点で季節性インフルエンザの様に一般の外来で処方出来る治療薬が発

売されていません。また新たな変異株が発生する可能性もあります。

新型コロナウイルスはこれからも注意が必要な感染症であることには変わりはありません。



感染症の分類

1類	エボラ出血熱などのウイルス性出血熱、痘瘡(天然痘)、ペスト
2類	急性灰白髄炎(ポリオ)、結核、ジフテリア、SARS、MERS、鳥インフルエンザ(H5N1)など
3類	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
4類	E型肝炎、A型肝炎、黄熱、狂犬病、鳥インフルエンザ、マラリア、サル痘・ジカ熱・つつが虫病・デング熱など政令で定めるもの
5類	季節性インフルエンザ(新型を除く)、ウイルス性肝炎(E型及びA型を除く)、梅毒、麻疹、MARS感染症、百日咳・風疹など厚生省令で定めるもの
新型コロナウイルス等感染症 ※新型コロナウイルス(2類相当)を含むカテゴリが別枠にあります	



問 飛騨市民病院
☎ 0578-82-1150



そろそろ 終活

<その28> はじめませんか?

不動産の 生前贈与

生前贈与とは、生きていうちに財産を贈与することですが、多くは相続税の節税のために行われます。

しかし中には不動産をお持ちの方で、自身の相続の時までこのまま所有しておくべきか、それとも自身が元気なうちに、子や孫に生前贈与した方が良いのかを迷われる方がみえます。終活支援センターでも時々お受けするご相談ですが、今回はそのメリットとデメリットについて考えてみます。

まずメリットとして挙げられるの

が、自由に贈与したい人や時期を選ぶことができるということです。それから、贈与時にかかる税金には、各種特例があり、例えば夫婦間(但し婚姻期間20年以上)の自宅贈与であれば、2,000万円まで控除を受けることができますし、直系尊属の親や祖父母から住宅を購入する資金の贈与を受けた場合、要件を満たせば一定の金額まで贈与税がかかりません。(適用期限:令和5年12月31日まで)

また『相続時精算課税制度』を利用すれば、2,500万円までは贈与税がかからず贈与できます。早期に財産を移したい場合は有効な方法ですが、この時の贈与額は、相続時に相続税の計算に含められるため、税金の支払いを先延ばしにしているだけだと考えてください。但し将来、相続税がかかるほどの財産がない場合などには有効です。

一方デメリットとしては、贈与税(110万円を超える部分)や不動産取得税、登録免許税などの税金がかかることです。また、相続が開始される前の3年以内の贈与については『駆け込み贈与』と呼ばれ、相続財産に加算して相続税が計算されることとなります。

生前贈与は、利用次第で節税にもつながりますし、子や孫に多くの財産を引き継ぐことができます。しかし複雑なシステムがあり、知らなければ損をしてしまうこともあるので、詳しくはお近くの税理士にご相談ください。

ご希望があれば、自宅訪問での終活相談もお受けします。お気軽にお問い合わせください。

問 予 飛騨市終活支援センター
(飛騨市社会福祉協議会内)

☎ 0577-73-3214